

熊本県被災宅地危険度判定士資格要件

熊本県被災宅地危険度判定士等登録要綱第3条

<p>①大学卒業、技術士等（第1項第1号該当）</p> <p>宅地造成等規制法施行令第17条又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに規定する設計者の資格を有するもの。※詳細は下記参照</p>
<p>②行政技術職員（第1項第2号該当）</p> <p>国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有するもの。</p>
<p>③行政職員（第1項第3号該当）</p> <p>国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む）で、国又は地方公共団体の職員として宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事の認定を受けているもの。</p>
<p>④その他（第3条第2項該当）</p> <p>県内に居住、勤務する者で前項各号に定める者と同等以上の知識経験を有していると知事が認めた者。 →1級土木施工管理技士を取得し、土木、建築に関する七年以上の実務経験を有する者</p>

①登録要綱第3条第1項第1号

- イ 大学卒業：宅造令第18条第1号、都計規則第19条第1号イ該当
大学（短大を除く）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者
- ロ 3年課程の短期大学卒業：宅造令第18条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当
短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者
- ハ 短期大学、高等専門学校卒業：宅造令第18条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当
前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務の経験を有する者
- ニ 高等学校卒業：宅造令第18条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当
高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者
- ホ 技術士：都計規則第19条第1号ホ該当
技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者
- ヘ 一級建築士：都計規則第19条第1号ヘ該当
一級建築士の資格を有する者
- ト 認定講習会修了者：宅造告示第4号、都計告示38第2号該当
宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を有する土木、建築、都市計画、造園に関する十年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣が指定する講習を修了した者